

契約における錯誤と情報提供義務

——錯誤規定をめぐる近時の潮流（PECL、PICC、DCFR）と日本法——

鹿野菜穂子

一	はじめに	1
二	ヨーロッパ契約法原則（PECL）における錯誤規定	1
1	PECL錯誤規定の内容	1
2	PECL錯誤規定の背景（ヨーロッパ諸国の錯誤規定の不統一）	2
3	PECLにおける錯誤規定の特徴	3
三	ユニドロワ国際商事契約法原則（PICC）および共通参照草案（DCFR）における錯誤規定	5
四	若干の検討	1
1	PICC	1
2	DCFR	2
1	近時の国際的契約ルールにおける錯誤規定の特徴	3
2	日本における錯誤論と情報提供義務の関係	3
3	今後に向けた課題	3
五	むすび	5

一 はじめに

本稿は、ヨーロッパ契約法原則 (Principles of European Contract Law : 以下、「PECL」という)、ユニドロワ国際商事契約法原則 (Unidroit Principles of International Commercial Contracts 2010 : 以下、「PICC」という)、および共通参照枠草案 (Draft Common Frame of Reference : 以下、「DCFR」という) の錯誤規定の分析を通じて、錯誤と情報提供義務との関係につき検討を加えることを目的とする。

錯誤をめぐることは、わが国でも従来から多くの議論があり、その議論の中心は、いわゆる動機の錯誤 (契約締結の動機となった一定の事実に関する認識の誤りという意味で、「事実錯誤」とも言うことができる。以下では単に「動機錯誤」という) の取扱いにあった。また、民法九五条の錯誤規定の適用は、広く様々な法律行為における意思表示に適用されうるが、最も多く問題となるのは契約の場面であった。そこで、本稿でも、契約の場面における動機錯誤 (事実錯誤) を念頭に置きながら、検討を進めることにする。今日では、動機錯誤と表示錯誤を峻別せずに同一の要件に服させるべきだとする見解が強く主張されており、また、立法論としても、この方向での提案も見られるところである。しかし、表示錯誤においては、動機錯誤とは異なり、意思表示における表示の意味の確定という意味での解釈との関係が重要であって、この意味での意思表示の解釈の作業が錯誤の問題に先行すること、そして例えば「共通錯誤」など、動機錯誤 (事実錯誤) では問題となりうる事態が、表示錯誤においては錯誤以前に解釈レベルで解消されるので錯誤としては問題とならないなど、⁽¹⁾ 表示錯誤と動機錯誤の構造および取り扱いにはなお違いが存すること、情報提供義務についても、表示錯誤と動機錯誤 (事実錯誤) とでは、考慮すべき要素や問題となる状況に違いが存するように思われることなどから、表示錯誤については、今回の検討の対象からは除外し、別の機会に検討することとしたい。

情報提供義務については、わが国でもいくつかの角度から議論が展開されてきた。効果面からこれを分類すると、(a)情報提供義務違反による責任を「契約締結上の過失」の問題として捉え、損害賠償という効果を導く（場合によっては、解除を認める）という議論と、(b)情報提供義務をひとつの道具として、詐欺や錯誤などの意思表示規定の適用範囲を拡張し、取消しや無効の効果に結びつけようとする議論が存在した。⁽²⁾後述のとおり、PECL・PICC・DCFRは、情報提供義務違反による損害賠償の問題と錯誤取消しを連続線上の問題として捉えているように見え、その限りでは(a)と(b)の性格を併せ持つかのであるが、(b)の取消し・無効との関係については、取消しの範囲「拡張」論とは異なる様相を呈し、むしろ情報提供義務違反が取消しの範囲限定の役割を果たしているように思われる。本稿は、これらの点を明らかにし、この点をめぐる議論を整理することによって、日本の錯誤論の検討におけるひとつの素材を提供しようとするものである。

周知のとおり、わが国では現在、民法の契約に関する規定の改正に向けた議論が進められているところである。⁽³⁾そして、その検討の対象には、錯誤その他の、民法総則の意思表示規定も含まれている。結論を先取りして言えば、筆者は、わが国の立法論として、PECL・PICC・DCFRのような形で、錯誤規定の適用を、原則として相手方の情報提供義務違反があった場合に限定するという立場や、相手方による「錯誤の利用」に重点を置く立場を直ちに支持するものではない。しかし、少なくとも、現在大きな潮流を作りつつあるこれらの国際モデル法の考え方を踏まえておくことは必要な作業であろうし、それは、契約締結過程における情報収集という問題を幅広く検討する必要性を示唆してくれることにもなる。また、この検討は、事実錯誤（動機錯誤）のリスク負担のあり方、つまり、事実錯誤において錯誤者がその錯誤のリスクを相手方に転嫁しうるのはいかなる場合なのかという問題の再検討を促すことにもつながるかもしれない。かかる意味で、今後の立法に向けた議論のためにも、このような作業は意味があるものと考ええる。

二 ヨーロッパ契約法原則 (P E C L) における錯誤規定

1 P E C L 錯誤規定の内容

(1) 規定の配置

P E C L における錯誤規定は、「第 4 章 有効性」の中に置かれている。具体的な無効・取消しの原因として、錯誤 (四・一〇三条～四・一〇六条)、詐欺 (四・一〇七条)、強迫 (四・一〇八条)、過大な利益取得または不公正なつけ込み (四・一〇九条)、不公正条項 (四・一一〇条) が掲げられ、それらの規定に続いて、無効と取消しの全体に関わる事項 (第三者との関係、取消しの方法、期間制限、取消しの効果、追認等) についての規定が置かれている。無効・取消原因のうち、意思表示の瑕疵あるいは合意の瑕疵に関わるものは、錯誤、詐欺、強迫の三つであつて、ヨーロッパの一部の国で採用されている不実表示は、取消しまたは無効の原因とはされていない⁽⁴⁾ (ただし、後述のとおり、不正確な情報により錯誤を惹起させた者の損害賠償責任は四・一〇六条で規定されている)。

(2) 錯誤関連規定の概観

錯誤に関する規定の中でも、最も中心的な規定は、その冒頭の四・一〇三条であり、そこでは、「事実または法律に関する本質的な錯誤」という見出しの下で、事実錯誤または法律錯誤により契約を取り消しうるための要件が定められている。それに続く四・一〇四条には、「伝達における誤り (この伝達³の原語は Communication であり、表現を誤った場合と伝達行為を誤った場合の両方を含む)」という見出しの規定が置かれているが、これは、従来日本で言われてきたところの表示錯誤に相当する場合について、取消しが認められるための要件を定めるものである。続く四・一〇五条は、錯誤の場合における「契約の改訂」に関する規定であり、錯誤者の相手方が、錯誤者の理解していた内容で契約を履行する意思を示し、またはそれを現に履行するときは、契約はその内容で

締結されたものとみなされ、その場合には取消権は排除される旨を規定する。錯誤関連規定の最後に位置する四・一〇六条は、情報提供義務違反による損害賠償責任の規定である。つまり、相手方から与えられた不正確な情報を信頼して契約を締結した当事者は、本質的な錯誤の要件を充たさず、取消権を行使することができない場合であっても、なお一般規定（四・一一七条）に基づいてその相手方に損害賠償の請求をすることができる旨を規定する（四・一〇六条）。ちなみに、四・一一七条は、契約の取消原因が相手方の過失による場合に、取消権者は、取消権を行使した上でさらに残る損害につき損害賠償を請求し（二項）、あるいは取消権を行使せずに損害賠償を請求する（二項）ことができる旨を定めている。

(3) 条文

上記のうち、特に重要な条文を以下に挙げる。⁽⁵⁾

【第四・一〇三条】 事実または法律に関する本質的な錯誤

- (1) 当事者は、次の各号のいずれをも充たす場合には、契約締結時に事実または法律に関する錯誤が存在することを理由として、当該契約を取り消すことができる。
 - (a) (i) 錯誤が相手方によって与えられた情報によって惹起された場合、(ii) 相手方が錯誤を知りもしくは知るべきであつて、錯誤者を錯誤に陥った状態に放置することが信義誠実および公正取引に反する場合、または、(iii) 相手方が同一の錯誤に陥っている場合
 - (b) 錯誤者が真実を知っていたなら契約を締結しなかったであろうこと、または、本質的に異なる条件でなければ契約を締結しなかったであろうことを、相手方が知りまたは知るべきであった場合
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当事者は契約を取り消すことができない。
 - (a) 当該状況において、その者の錯誤が宥恕されない場合

- (b) その者によって、その錯誤のリスクが引き受けられていたか、または当該状況において引き受けられるべきであった場合

【第四・一〇四条】 伝達 (Communication) における誤り

表示における表現 (expression) または表示の伝達行為 (transmission) における誤りは、その表示をなしたまたは発した者の錯誤として扱われ、第四・一〇三条が適用される。

【第四・一〇五条】 契約の改訂

- (1) 当事者の一方が錯誤を理由として契約を取り消す権利を有する場合において、相手方が取消権者の理解していた内容で契約を履行する意思を示し、またはその内容で現に履行するときは、当該契約は、取消権者が理解していた内容で締結されたものとみなされる。相手方は、取消権者が理解していた契約内容について通知された後直ちに、かつ、取消権者が取消しの通知をしたことを信頼して行動する前に、履行する意思を表明し、または履行をしなければならぬ。

- (2) 前項の履行の意思の表明または履行がされた後は、取消権は失われ、それまでにされた取消しの通知は効力を有しない。

- (3) 当事者双方が同一の錯誤に陥った場合、裁判所は、当事者の一方からの請求により、当該契約を、合理的にみて、錯誤がなければ合意されたであろうと考えられる内容のものに改訂することができる。

【第四・一〇六条】 不正確な情報

相手方から与えられた不正確な情報を信頼して契約を締結した当事者は、その情報が第四・一〇三条に定める本質的な錯誤を生じさせない場合であっても、第四・一一七条二項および三項⁶⁾に従って損害賠償を請求することができる。

2 PECL 錯誤規定の背景 (ヨーロッパ諸国の錯誤規定の不統一)

ヨーロッパ契約法委員会 (ランドー委員会) は、PECL の起草において、錯誤の取扱いについてはヨーロッ

パでも国により大きな違いがあり、ヨーロッパ共同体における共通法といえるようなルールはもちろん、共通の基礎といえるような考え方は存在していないという認識から出発している。⁽⁷⁾そこでまず、この背景にあった状況を、本稿のテーマ（相手方の帰責性ないし情報提供義務違反と錯誤との関係）と関わる範囲で概観してみよう。⁽⁸⁾

一方で、ヨーロッパ大陸法系の国では、錯誤は、表示に対応する意思が欠け、または合意に瑕疵がある場合として位置づけられ、錯誤規定が錯誤者の救済手段として比較的多く（少なくともコモン・ローにおけるより多く）用いられる傾向にあった。もともと、大陸法の国の間でも、その規律のあり方は一様ではない。

ドイツにおいては、一九世紀以来、契約の拘束力の根拠を当事者の意思に求める考え方が採られてきた。ドイツの錯誤規定は、具体的な行為類型から切り離されて意思表示の瑕疵の問題として捉えられ、⁽⁹⁾総則編における意思表示の取消原因の一つとして規定されている（ドイツ民法一九九条）。このドイツ法の錯誤規定が、日本の錯誤規定の制定およびその後の解釈に大きな影響を与えてきたことは、周知のとおりである。⁽¹⁰⁾このドイツの規定では、いわゆる表示内容の錯誤に関する取消規定がまず中心に置かれ（一九九条一項）、それ以外では、人または物の取引上本質的な性状に関する錯誤が、表示内容に関する錯誤とみなされて取消可能とされ（一九九条二項）、誤った伝達についても表示内容の錯誤と同じ要件の下で取消可能とされる（二二〇条）。ここでは、錯誤者の相手方の帰責性等の態様（錯誤の惹起、情報提供義務違反、認識可能性等）は、取消しの要件とされておらず、その限りでは、取引安全より錯誤者の保護を重視した取消規定となっている。もともと、一方でドイツ民法には、錯誤取消しをする者が表示の有効性を信頼した相手方または第三者に対して損害賠償をしなければならない旨の規定（一二二条）が置かれており、これによって信頼保護との調整が図られている。このほか、ドイツ法においては、いわゆる事情変更の原則・行為基礎理論などの理論により、契約両当事者が契約の基礎として予定していたことが実際と異なる場合に契約の拘束力から解放する方途も存在する。

錯誤者の保護と取引安全保護との調整としては、ドイツ法のように錯誤者の損害賠償責任による取消しの効果の緩和（上記ドイツ民法一二三条）という方法をとる国のほか、オーストリアのように、錯誤による取消し自体の要件として、錯誤が相手方によって惹起されたか、相手方に錯誤の認識可能性があることを要求する国もある⁽¹¹⁾。これは、信頼保護の重視という意味では、後に触れるコモン・ローの規律に通じる面がある。

フランス民法では、錯誤は合意を無効たらしめる原因の一つとして規定されている。その中心的規定は一一一〇条である。ここでは条文上は、合意の目的物の実体に関する錯誤（一項）と、相手方の人に関する錯誤（二項）という二つが、顧慮される錯誤の類型として予定されているに過ぎず、しかも人に関する錯誤は、人の考慮が合意の主たる原因となったときを除き無効の原因とはならないとして、限定的に規定されている。しかし、これらの錯誤規定は拡張的に解釈され、例えば目的物の本質的性状に関する錯誤も合意を無効たらしめる錯誤に含まれるものとして解されてきた⁽¹²⁾。情報提供義務論による錯誤規定の適用拡張論や、内容化された事実錯誤についての錯誤規定適用論の展開があつたことについては、既にわが国でも紹介されてきたところである。ここでも、錯誤に陥つた原因は、直接的には錯誤の要件として問われていない。フランスでは、情報提供義務論が錯誤規定との関係で展開されてはきたが、それは主に、相手方の態様を考慮することにより錯誤規定の適用を拡大するという文脈における主張であり、錯誤についての相手方の帰責性を錯誤顧慮の絶対的要件として、錯誤規定の適用範囲を限定することが主たる目的とされた訳ではなかった。

しかし、他方、コモン・ロー圏に属するイギリスにおいては、契約の効力が錯誤を理由に否定される場合は極めて限定的であつた。そもそもコモン・ローにおいては、契約の拘束力の根拠は、意思そのものではなく、取引関係（bargaining, consideration）に求められてきた。そしてそこには、ヨーロッパ大陸法の意味における純粹の錯誤法（表意者の意思に着目した錯誤法）は存在しなかつたとされる⁽¹⁵⁾。事実錯誤に相当する場面において、錯誤を

理由に契約の無効をもたらしうるのは、両当事者が共通の錯誤に陥っている場合であり、これ以外は、契約の解除において「黙示条項 (implied terms)」⁽¹⁷⁾ によって解決され得るほかは、相手方の不実表示 (misrepresentation) によって錯誤が惹起された場合に、不実表示を理由に効力を否定しうるに過ぎなかった。つまり、不実表示規定を併せて見ると、イギリスにおいて錯誤が顧慮されるのは、共通錯誤の場合か、相手方によって惹起された錯誤（不実表示）の場合に限られてきた。ここには明瞭に、信賴保護および取引保護を重視する考え方が窺われるのであり、「当該錯誤を相手方に帰せしめうるか」に照準を合わせた錯誤関連法として捉えることができる。⁽¹⁸⁾

このようにヨーロッパ諸国における錯誤の規律内容が不統一な状況の下で、ヨーロッパ契約法委員会は、錯誤に関する適切な規律を見出そうと試み、それが上記の規定として具体化されたとされる。

3 P E C Lにおける錯誤規定の特徴

以上に触れたいくつかの錯誤の規律と対比してみると、P E C Lにおける錯誤規定の特徴として、以下の諸点を挙げることができよう。

(1) 事実錯誤を中心とした規定

第一の特徴として、P E C Lでは、事実錯誤と法律錯誤に関する規律が、錯誤法の中心に位置づけられており（四・一〇三条）、この事実錯誤に関する規定が、表示錯誤に相当するところの「伝達の誤り」の場合にも適用（準用）されるものとされている点（四・一〇四条）を挙げることができる。このような規定の配置から既に、P E C Lが、表示錯誤を中心としたドイツ法等の錯誤規定とは異なる立場に立ったことを窺うことができる。一方における「事実錯誤・法律錯誤」と、他方における「伝達の誤り」とを異なる場面での問題として別の規定を設けたうえで、両者を同じ要件に服せしめているのである。事実錯誤の規定を表示錯誤に準用して、両者を同一の

要件に服せしめることが果たして適切であるかについては、疑問の余地があるようにも思われるが、⁽¹⁹⁾ここではこの点にはこれ以上立ち入らない。

(2) 事実錯誤が顧慮されるための要件（「共通錯誤」または「相手方の帰責性（情報提供義務違反等）」）

第二に、P E C L では、錯誤が顧慮されうるのが、錯誤につき相手方に帰責性がある場合か、共通錯誤の場合に限られている。ここに帰責性のある場合と表現したのは、錯誤が相手方によって惹起された場合（四・一〇三条一項(a)(i)、または、相手方が錯誤を知りまたは知るべきでありかつ錯誤の放置が信義則および公正取引に反する場合（同条一項(a)(ii)）であり、相手方に積極的態様または一定の消極的態様の情報提供義務違反が存在する場合ともいうことができる（なお、「帰責性」という概念は、多様な意味で用いられることがあり、錯誤についても、錯誤のリスクを相手方に負わせることを正当化する事由を広く指してこの概念を用いることも考えられるかもしれないが、本稿では、以下、錯誤の惹起や放置につき相手方に責任がある場合に限定して、この概念を用いる）。共通錯誤とは、相手方も同じ錯誤に陥っていた場合（同条一項(a)(iii)）をいう。言い換えると、P E C L においては、共通錯誤を除けば、相手方に錯誤についての帰責性（前記のような一定の情報提供義務違反）がある場合でなければ、錯誤は法的に顧慮されないのである。この点は、本稿にとって特に重要である。

(3) 錯誤の「本質性（重要性）」と「相手方の認識可能性」

上記(2)で指摘した要件に加え、P E C L における錯誤による取消しは、相手方に認識可能な本質的な錯誤に限定されていること（四・一〇三条一項(b)）、つまり、「本質性（本質的事項に関する錯誤であること）」と「相手方の認識可能性」が要件とされていることを指摘できる。「本質性」の内容は、「錯誤者が真実を知っていたならば契約を締結しなかったこと、または、本質的に異なる条件でなければその契約を締結しなかったであろうこと」と規定されており、日本の錯誤論で言われてきたところの、重要性という意味における「要素性」要件にほぼ対応

するように思われる。⁽²⁰⁾しかし、錯誤の本質性があれば足りるわけではない。さらにP E C L四・一〇三条一項(b)は、この意味での本質性につき、「相手方の認識可能性」を必要としているのである(しかも、それとは別に、一項(a)において、相手方が錯誤の存在を知りまたは知るべきでありかつ不当に放置したこと、相手方が錯誤を惹起したこと、または共通錯誤であること、が追加的要件とされていることについては、(2)で触れたとおりである)。

(4) 表意者側の態様(宥恕できない錯誤)による錯誤主張の排除

上記(2)および(3)に掲げた積極的要件を充たした場合でも、「錯誤が宥恕できないものである場合」には錯誤による取消しは認められない(四・一〇三条二項(a))。ここには、日本民法九五条ただし書の、表意者に重大な過失がある場合には錯誤による無効の主張が認められないとする規定およびその趣旨と通じるものがあるといえよう。しかし、P E C Lの解説を見る限り、「宥恕できない」場合は、錯誤者に重過失があつた場合より範囲が広い。つまり、重過失の有無はともかく、錯誤者に錯誤の主たる原因がある場合は、相手方に少なくとも同等の帰責性がない限り、錯誤による取消しは認められないものとされているのである。⁽²¹⁾

(5) リスク引受による錯誤主張の排除

たとえ上記(2)および(3)の積極的要件が充たされた場合でも錯誤による取消しが否定される事由として、(4)のほか、「錯誤者によって錯誤のリスクが引き受けられていた」場合または「当該事情の下で錯誤者によりリスクが引き受けられるべきであつた」場合が定められている(四・一〇三条二項(b))。リスクを引き受けていた場合の例としては、自らが目的物の価値をよく知らないことを認識しながら価値の鑑定等の手間をかけずにオークションに出品し安価で売却したが実は高い価値のものであつたという場合が掲げられている。また、リスクが引き受けられるべきであつた場合の例としては、ヨットの賃貸借契約において契約時に既に目的物が沈んでいたという場合において、賃貸人が非事業者を相手に取引をする事業者で、相手方が知りえない事実を知りうる立場にあつた

場合が挙げられている。⁽²²⁾

(6) 厳格な要件による錯誤主張の限定と取引安全の重視

以上の全体 (2) (5) を通じて、P E C L では、錯誤の顧慮される場合が非常に限定されており、取引安全の保護に重きが置かれていることを指摘することができよう。⁽²³⁾ それは、「錯誤は原則として錯誤者の領域に帰する」という考え方を出発点とするものだということもできよう。⁽²⁴⁾

(7) 錯誤の効果としての契約改訂

錯誤の効果に関して特徴的なことは、取消しという手段だけではなく、契約の改訂 (adaptation/Vertragsanpassung) という手段が予定されていることである (四・一〇五条)。しかもその際、取消権による契約の効力否定より、契約の改訂の方が優先するものとされていることも注目されよう。これは、「契約の尊重 (favor contractus)」という一般的な考え方に基づくものとされる。

(8) 相手方による錯誤惹起 (誤った情報) と取消し・損害賠償

錯誤規定に関連する規定として、損害賠償に関する規定が置かれていることも注目されよう (四・一〇六条)。錯誤による取消しの規定とこの損害賠償規定を併せると、契約締結時における一方当事者による誤った情報の提供 (そのような意味での情報提供義務違反) が、相手方の錯誤を惹起した場合において、(a)それが本質的錯誤に当たる場合には、その相手方 (錯誤者) に取消権が認められ (もつとも、この場合にも、錯誤者は取消権を行使した上で、あるいは取消権を行使せずに、損害賠償を請求することができる)、一方、(b)当該錯誤が本質的錯誤にあたらない場合には、相手方 (錯誤者) は取消しをすることはできないが、誤った情報を提供した当事者に対して損害の賠償を請求することはできることになる。先に掲げた厳格な要件による限定的な錯誤取消規定は、このような、契約締結上の過失による損害賠償規定によって緩和されているとする見方もある。⁽²⁵⁾ しかし、損害賠償規定によっ

て補完されるのは、あくまでも、相手方に錯誤惹起についての帰責性（一種の情報提供義務違反）があるが「本質性」等の要件を充たさない場合であって、相手方に帰責性がない場合について錯誤者の保護の途を開くものではない。また、ここでの損害賠償責任は過失を前提としているから、共通錯誤において相手方に過失がない場合や、相手方が誤った情報を与えた場合でも、相手方がその情報を真実であると信じる理由を有していたとき（つまりその点で無過失と評価できる場合）は、損害賠償責任を負わない。

(9) 詐欺・不実表示との関係

上記のとおり、PECLの錯誤規定は、共通錯誤を除き、錯誤につき相手方に帰責性がある場合が主に念頭に置かれており、詐欺規定との関係が問題となる。確かに、誤った情報を故意に伝達して錯誤を惹起したときは、詐欺による取消しが一定の要件の下で可能である（四・一〇七条）。また、PECLは、詐欺的な告知だけではなく不開示も、詐欺に該当して取消しが認められ得ることを定めている（同条）。しかし、積極的に誤った情報を伝えた場合も不開示の場合も、詐欺には、欺罔の故意が必要とされる。欺罔の故意がない場合には、詐欺は成立せず、その他の規定による解決によるしかない。詐欺におけるような故意要件（およびその立証負担）が必要とされないという点で、錯誤規定の独自の意味があると考えられているのである。

それでは、不実表示との関係はどうか。PECLを起草したヨーロッパ契約法委員会は、錯誤規定の検討に際して、英米法圏における不実表示の規律も考慮したとされるが、結局、不実表示の規定それ自体は置かず、その代わり、このような場合の解決手段として、前述のとおり、錯誤による取消しと、誤った情報に基づく損害賠償請求の規定を置いた。不実表示規定ではないが、不実表示規定に対応する機能が、これらの規定に期待されているものといえよう。

(10) その他

以上のほか、本稿のテーマに直接関わるものではないが、P E C L 錯誤規定の特徴的な点として、以下の二点を指摘しておく。

① 錯誤規定の任意規定性

P E C L 四・一一八条二項は、錯誤および不正確な情報の提供に対する救済は、信義誠実および公正取引に反しない限り、排除または制限することができ旨を規定する。これは、取消規定の中でも、詐欺、強迫や過大な利益取得などに関する規定が強行規定である（同条一項）のとは異なり、錯誤規定は任意規定性を有することを意味する。同趣旨の規定は、P I C C 一九九四年版三・一九条にも置かれていた⁽²⁷⁾、D C F R II 七・二一五条にも存する。

② 不履行に対する救済との関係

P E C L 四・一一九条は、錯誤者が、当該事情の下で不履行に対する救済手段も与えられるときは、いずれの救済手段によることもできる旨を規定する。P I C C 三・二・四条では、錯誤者が当該事情の下で不履行に対する救済手段を行使できる場合には、不履行による救済の方が優先し、錯誤による取消しはできない旨が規定されているが、これと対照的である。なお、D C F R II 七・二一六条は、この点につき、P I C C ではなく P E C L の考え方を支持し、選択を認める立場を採っている。

以上の二点は、わが国の錯誤規定を考える上でも重要な示唆を含むものであるが、別の機会に検討を試みることにしたい。

三 ユニドロワ国際商事契約法原則（PICC）および共通参照枠草案（DCFR）における錯誤規定⁽²⁸⁾

1 PICC

(1) 規定の概要

PICC二〇一〇年版では、第三章に有効性に関する諸規定が置かれ、その第二節に、各種の取消原因が定められている。取消原因の冒頭に置かれているのが錯誤規定（三・二・一条～三・二・四条）であり、そのほか、詐欺（三・二・五条）、強迫（三・二・六条）と過大な不均衡（三・二・七条）も取消原因とされている。同節にはこれら個々の取消原因に関する規定に続き、取消しに関する共通規定が規定されている。二〇一〇年版におけるこれらの規定については、既に同原則の一九九四年版に基本的に同じ内容が存在したのであり（三・四・条～三・九条⁽²⁹⁾）、二〇一〇年版で条文番号が変更されたに過ぎない（以下、単にPICCという場合は二〇一〇年版を指すものとする）。

錯誤規定の冒頭の三・二・一条は、錯誤の定義を規定し、錯誤とは、契約締結時に存在する事実または法律に関する誤った想定をいうものとされている。続く三・二・二条が、取消原因となる錯誤と題して、錯誤を理由に取り消しうるための要件を規定する中心的な条文である。さらに、三・二・三条は、伝達における誤りは、発信者の錯誤とみなす旨を規定する。

(2) PECLとの比較

PICCの錯誤規定をPECLのそれと比較すると、その条文構成に若干の違いがあるものの、内容においては極めて類似しているということを指摘できる。まず、ここで規定されているのは契約における錯誤であり、

「錯誤」を事実または法律に関する誤った想定として捉え、その錯誤を理由に取り消しうるための要件を定めた上で、伝達における誤りも同様のルールを適用するという構成をとる。この点で、PECLと共通し、ドイツ法の錯誤規定とは大きく異なる。

錯誤顧慮の要件については、PICC三・二・三条の内容が、PECL四・一〇三条のそれにほぼ対応している。まず、PICC三・二・三条一項は、PECL四・一〇三条一項と同様、錯誤による取消しが認められるのは、共通錯誤の場合か相手方に帰責性がある場合（相手方が錯誤を惹起した場合、または相手方が錯誤を知るべきでありその錯誤を放置することが公正取引等に反する場合）であり（PICC三・二・三条一項(a)、かつ、錯誤の重要性が認められる場合（真実を知っていれば契約をせず、または実質的に異なる条件でしか契約をしないほどの重要性）であること（PICC三・二・三条一項柱書）を要求する。また、これらの要件が充たされてもなお取消しが否定される例外として、錯誤者の態様とリスク引受が挙げられていること（PICC三・二・三条二項(a)(b)）も基本的に通じている。

しかし、この要件には、少なくとも三つの相違点がある。第一に、錯誤の重要性要件について、PICCは、上記の意味での重要性を要求するに過ぎないが、PECLは、重要であるということに加え、そのような錯誤の重要性（錯誤者が真実を知っていればそのような契約を締結しなかったこと）を相手方が知りまたは知るべきであったことを要件としている。この点で、PECLの錯誤規定の方がPICCより一層、相手方の保護ないし取引安全の保護に厚いといえることができる。第二に、PICC三・二・三条一項(b)は、共通錯誤や相手方に帰責性のある錯誤でない場合でも、相手方が未だ契約を信頼した合理的な行動をとっていない段階であれば、錯誤者は、錯誤が上記の重要性要件を充たす限り取消しができるものとしている。この段階であれば、相手方に大きな不利益が生じないので、その限りで錯誤者の保護を優先しようとしたものである⁽³¹⁾が、これに対応する規定はPECL

には見あたらない。第三に、錯誤取消しが排除される事由の一つとして、P E C Lでは錯誤が当該事情の下で「宥恕されない場合」を挙げているのに対し（P E C L四・一〇三条二項(a)、P I C Cは錯誤者の「重大な過失」を挙げている（P I C C三・二・三条二項(a)）ことである。P E C Lにおける「宥恕されない場合」が、「重大な過失」より広い概念であるとすれば、⁽³²⁾ P E C Lにおける方が、錯誤者にとって取消しが否定される可能性が高く、この点でもP E C Lが取引安全の保護により厚いということになる。⁽³³⁾

2 D C F R

(1) 規定の概要

D C F Rでは、錯誤規定は、第二編（契約その他の法律行為）第七章（無効の原因）第二節（無効とされる同意）の中に置かれている。そこには、冒頭の錯誤規定のほか、詐欺、強迫、不公正な搾取（unfair exploitation）が取消原因として掲げられている。

錯誤規定の冒頭のⅡ七・二〇一条は、ここで問題とする錯誤が契約締結時に存在する事実または法律に関する錯誤であることを前提に（一項柱書）、錯誤を理由に取り消しうるための要件を規定する中心的な条文である。⁽³⁴⁾ 続くⅡ七・二〇二条は、伝達の誤りは発信者の錯誤とみなす旨を規定し、さらにⅡ七・二〇三条は錯誤の場合における契約改訂の規定を、Ⅱ七・二〇四条は不正確な情報提供者の損害賠償責任の規定を置く。

(2) P E C Lとの比較

D C F Rの錯誤規定の内容は、P I C C以上に、P E C Lの錯誤規定に類似している。⁽³⁵⁾ まず、事実と法律に関する錯誤が中心に据えられ、伝達の誤りを付随的な取扱いとしている点は、P E C LおよびP I C Cと共通している。錯誤取消しの要件についても、取消しが認められるのは、錯誤につき相手方に帰責性がある場合か共通錯

誤の場合のいずれかに限定され(Ⅱ七・二〇一条一項(b)、それに加えて、錯誤の重要性とそれについての相手方の認識可能性が要求されていること(Ⅱ七・二〇一条一項(a))(PICCでは前述のとおり、上記の意味での認識可能性は要求されていない)、これらの要件が充たされた場合でも、錯誤者の態様(当該事情の下で宥恕できない場合)またはリスク引受によって錯誤取消しが否定されること(Ⅱ七・二〇一条二項(a)(b))も、PECLと共通している。さらに、錯誤の救済手段(効果)として、契約改訂が優先的手段として用意され(Ⅱ七・二〇三条)、また、取消要件の厳格さを補う形で、不公正な情報提供者の損害賠償責任の規定が、錯誤に関わる規定として用意されている点(Ⅱ七・二〇四条)も同様である。

もっとも、子細に見ると、特に取消しの要件に関して相違点もある。第一に、錯誤の本質性(重要性)要件に関して、異なる定式が採用されていることである。つまり、PECL(四・一〇三条一項(b))が、契約相手方がその錯誤の重要性を知りまたは知るべきであったこととして、過失に照準を合わせているのに対し、DCFR(Ⅱ七・二〇一条一項(a))では、知りまたは知ることが合理的に期待できたこととしている点である(この表現は、DCFRの他の箇所でもしばしば用いられている)。ただし、誰にとつての「合理的期待」を予定するかによつては、⁽³⁶⁾実質的な相違はほとんど生じないともいえよう。⁽³⁷⁾

第二に、より重要な相違点として、DCFRが、Ⅱ七・二〇一条一項(b)「相手方の態様に関わる選択的要件のうち、共通錯誤以外の要件(相手方の帰責性)」において、情報提供義務違反の観点をPECL以上に鮮明に打ち出している点を挙げることができる。すなわち、PECLのこれに対応する規定(PECL四・一〇三条一項(a))が、相手方による錯誤惹起(同(a)(i))と、相手方が錯誤を知りまたは知るべきであり、かつその放置が信義誠実および公正取引に反する場合(同(a)(ii))を挙げているのに対し、DCFRでは、三つのタイプの相手方による錯誤惹起が掲げられている。ひとつめは、端的に相手方が「錯誤を惹起」した場合とされ(Ⅱ七・二〇一条一項(b)(i)) P

EC Lと同じであるが、二つめは、相手方が信義誠実および公正取引に反する形で「錯誤の放置」によって錯誤による契約の締結を惹起した場合とされ（同(b)(ii)）、さらに三つめとして、相手方が契約締結過程における情報提供義務違反によって、錯誤による契約の締結を惹起した場合が定められているのである（同(b)(iii)）。二つめの内容は、上記のとおりPECLでも四・一〇三条一項(a)(ii)で、相手方による錯誤が信義誠実および公正取引に反する場合は、錯誤惹起と並ぶ選択的要件とされているので、PECLのそれと実質的にほぼ同じともいえようが、DCFRでは、それが相手方による錯誤惹起類型の一つとして位置づけられている点が特徴的である。さらに注目すべきは、三つめの点であり、DCFRが、PECLでは少なくとも明示的には取り上げられていなかった情報提供義務違反という概念を正面から用いて、これを選択的要件の一つとして掲げていることである。これにより、相手方が不実の情報を提供したなどの作為による錯誤惹起のみならず、相手方が必要な情報を提供しなかったという不作為の場合にも、より広く錯誤取消の可能性がもたされることになる。しかも、一方でDCFRは、Ⅱ三・一〇一条以下で、かなり広範にわたる情報提供義務を規定しており、これと併せると、錯誤取消の要件が充たされる場面はかなり広がる可能性があると見えよう。⁽³⁸⁾

四 若干の検討

1 近時の国際的契約ルールにおける錯誤規定の特徴

ここであらためて、近時の国際的契約ルールにおいて見られる錯誤規定、特に事実錯誤に関する規定の特徴を簡単に整理しよう。

(1) 信賴保護の重視と錯誤取消しの限定

上記のいずれのモデル法も、契約における信賴保護と意思原理との適切な調整を図ることを意図していると思われる。しかし、その調整においては、相当程度に、信賴保護が重視されていることが確認できた。いずれにおいても、錯誤取消しが認められるのは、共通錯誤か、錯誤につき相手方に帰責性が認められる場合のいずれかに限られており、それに加えて、錯誤の本質性（重要性）が要求されている。この調整のとり方は、コモン・ローの発想に近いといえそうであるが、このように錯誤取消しを限定した上で、損害賠償による金銭的調整および契約改訂を優先するという考え方は、多数の支持を得ているようである。⁽³⁹⁾ なお、錯誤の本質性（重要性）については、PICCが、本質性それ自体を要求しているのに対し、PECLとDCFRは、本質性についての相手方の認識可能性まで要求していることは既に述べた。

(2) 相手方の帰責性と情報提供義務違反

共通錯誤を除けば、錯誤につき相手方に帰責性がある場合しか、錯誤取消しは認められない。筆者がここで帰責性という言葉で括った内容としては、相手方が錯誤を惹起した場合と、相手方が信義誠実および公正取引に反して錯誤を放置した場合が予定されている。前者では主に積極的な態様による情報義務違反が予定され、後者では、錯誤の放置が信義誠実および公正取引に反するという限定的な場面に限って、消極的な（作為義務を尽くさなかったことによる）情報義務違反が予定されていると捉えることができよう。DCFRは、さらに、これらに加えて、契約締結前における相手方の情報提供義務違反によって錯誤が惹起された場合にも、錯誤による取消しを認める。積極的な情報提供義務が課されるのはいかなる場合であり、不作為による情報提供義務違反を問題としうるのはいかなる場合かという点については、モデル法の間で考え方に違いがあるが、⁽⁴⁰⁾ いずれにおいても、情報義務の違反が、錯誤取消しの中核的な要件として設けられている点に、着目すべきであろう。

(3) リスクの引受

錯誤取消しの基本的な要件（共通錯誤性または相手方の帰責性と、重要性）が充たされた場合でも、錯誤者がその錯誤のリスクを引き受けていたまたは引き受けるべきであったと認められる場合には、取消しは否定される。このこと自体は、当然のことのようにも思われるが、ここにいうリスク引受の有無は、契約締結時の諸事情に照らして規範的に導かれるのであり、具体的にいかなる場合に「リスク引受」があったと認められるかによって、この規定の持つ意味は大きく異なることとなる⁽⁴¹⁾。

2 日本における錯誤論と情報提供義務の関係

(1) 学説

日本における錯誤をめぐる議論は錯綜しているが、ここで代表的な考え方を取り上げ、あらためて相手方の帰責性あるいは情報提供義務との関わりを意識しながら、議論状況を振り返ってみよう。

まず、学説における伝統的な「動機表示論」⁽⁴²⁾について見ると、その実質的な狙いは、相手方の信頼保護との調整を図ることにあったといえよう。すなわち、動機が一方当事者の内心に止まるのではなく、重要な動機として相手方に「表示」された場合にしか錯誤無効の主張を認めないとし、その限りで相手方の保護を図ったのである。しかしここでは、より積極的な相手方の帰責性は錯誤無効の要件とはされていない。

その後有力に主張されてきた、いわゆる一元説の認識可能性説⁽⁴³⁾、つまり、表示錯誤と動機錯誤を区別せず、両者の共通要件として錯誤の重要性と相手方の認識可能性を要求する見解では、「表示」がなくても相手方の認識可能性があれば、錯誤無効の主張可能性が生じる。認識可能性が認められる場合の中には、相手方による錯誤惹起や情報提供義務違反があった場合も実際には多く含まれるであろうが、この説においても、錯誤惹起等の相

手方の帰責性が積極的に要件として要求されるわけではない。⁽⁴⁴⁾

さらに、近時有力に主張されてきた「内容化」説⁽⁴⁵⁾、つまり、動機となった事実認識が、単に一方当事者のものではなく、契約の内容となったと評価される場合において、その内容化されたことが事実と異なる（その点に錯誤がある）ときに、その錯誤が重要性要件を充たす限りで、無効主張が認められるとする見解では、その「内容化」の有無という一種の契約の解釈作業において、相手方の態様（錯誤惹起や情報提供義務違反等）が考慮される。しかし、この見解も、P E C L 等と異なり、相手方による錯誤惹起や不当な放置という意味での帰責性要素を錯誤顧慮の絶対的要件とするわけではない。

もっとも、民法九五条ただし書の定める、表意者に重過失がある場合の錯誤無効主張の排除に関して、相手方による錯誤惹起の場合または錯誤につき相手方が悪意であった場合にはただし書の適用が排除されるべきだという主張は、学説で広く受け入れられてきた。

近時は、相手方による「錯誤の利用」を、錯誤無効の要件において重視する見解も主張されているが、この中にはニュアンスの異なる二つの主張が存する。つまり、一方では、特に消費者契約における消費者の錯誤を念頭に置いて、この場合の錯誤顧慮の判断においては、事業者による消費者の「錯誤の利用」を重視するべきだとの主張がある。⁽⁴⁶⁾ この見解は、相手方の帰責性を錯誤顧慮の絶対的要件とするものではなく、むしろ、相手方の帰責性を考慮することによって錯誤規定の適用拡大と柔軟化を図ろうとするものと受け止めることができよう。しかしもう一方では、より一般的・積極的に、錯誤の要件論で重視すべきなのは、表意者の錯誤を（相手方が）利用することが許されるかどうかの判断ではないかと指摘する見解がある。⁽⁴⁷⁾ これは恐らく、本稿で紹介した、国際的契約モデル法（特に P E C L と P I C C）⁽⁴⁸⁾ の錯誤論と共通する視点からの主張であるといえよう。

(2) 判例

従来の裁判例においても、錯誤無効の主張を認めたものの中には、相手方が（故意ではないとしても）表意者の錯誤を惹起した場合、相手方が表意者の錯誤を利用したと見ることができる場合（消極的な態様）、あるいは、相手方が表意者の錯誤を訂正すべき立場にあったのに訂正しなかったという場合（広い意味での錯誤の利用）が少なくない。もう一方で、相手方も同一の錯誤に陥っていたと認められる場合（共通錯誤）が多く存在したことも確かである。⁽⁴⁹⁾

しかし、問題は、相手方による「（許されざる）錯誤の利用」がなければ錯誤による無効（取消し）の主張が認められないのか、という点である。少なくとも日本では、判例においてそれが絶対条件とはされてこなかったし、相手方の帰責性ないし「錯誤の利用」の要件が充たされない場合においても、九五条の要素の錯誤として、無効主張が認められる場合が存在したように思われる。⁽⁵⁰⁾

3 今後に向けた課題

日本においても、動機錯誤（事実錯誤）のリスクは本来表意者が負担すべきものであって、当然には法律行為の効力に影響を与えるものではないということを前提に、例外的にそのリスクを相手方に転嫁するためにはいかなる要件が必要かという角度から錯誤の要件を検討するという考え方は、いわゆる一元説を採るか二元説を採るかに関わりなく、一般化してきたのではないかと思われる。⁽⁵¹⁾ しかし、問題はそのリスク転嫁の基本的考え方とそれに基づく具体的要件設定であり、そこに見解の対立が存したということができる。本稿で取り上げた相手方の帰責性ないし情報提供義務違反についても、問題は、これらの要素がこのリスク転嫁すなわち錯誤顧慮の要件にどのような関わるものと解すべきかである。そして、上記のとおり、近時の学説の多数は、相手方の帰責性が、

何らかの形で（相手方の認識可能性要件、事実認識の内容化要件、九五条ただし書の適用要件などの形で）、錯誤無効の主張を肯定する方向に働くひとつの要素であることは認めてきたが、これがなければ原則として錯誤無効の主張が認められないという意味での絶対的要件としては要求してこなかったのである。客観説に属するといわれる立場であつても多くは同様といえよう。さらに判例でも、法律論としてその要件が正面から取り上げられていなかったのではなく、実質的判断においても、相手方の帰責性は、錯誤無効を認めるか否かの判断において（特に動機が「表示されて法律行為の内容とされた」と認められるか否かの判断において）、それを肯定する方向で機能していたとはいえ、絶対的要件とはされてこなかった。この違いの原因はどこにあるのか。ひとつには、判断の基礎にあるリスク分配の考え方がコモン・ロー（およびそれと接近した国際モデル法）と異なるということが考えられるし、その上で、日本においては実際に、相手方に（少なくとも信義に反する錯誤惹起や情報提供義務違反という意味での）帰責性がない場合でも無効という救済を認めるべき紛争事例が存在すると認識されてきたのではないかと考えられる。また、国際的契約ルールは、商事取引を念頭に置いて語られることが多いところ（少なくとも、PICCは正面から商事契約を対象としている）、事業者と消費者との契約や非事業者間での契約まで含む国内法ルールとは取扱いに違いがあつてしかるべきであり、国内法の錯誤規定において相手方の帰責性を要件とすることは行きすぎなのではないかとの見方も予想される。この点について結論を出すためには、今後、相手方の帰責性、錯誤の利用、情報提供義務という角度から判例を再分析し、それも踏まえて慎重に検討を加える必要がある。

しかし、いずれにしても、情報の収集・開示ないし提供の負担のあり方が、錯誤顧慮の問題において重要な意味を持つことは間違いなさそうであり、しかも、帰責性の前提として想定される情報（提供）義務の捉え方によつては、当事者間の情報力の格差や専門性など、立場の違いまで考慮に入れた柔軟な解決が、この情報（提供）

義務違反を介して実現できる可能性もある。この点でも、とりわけD C F Rの定めるルールとこれをめぐる議論は、さらなる注視を要するといえよう。

立法論まで視野に入れた場合、P E C L等の国際モデル法のように、相手方の帰責性を錯誤顧慮の絶対的要件（共通錯誤を除けば、錯誤が顧慮されるためには錯誤についての相手方の帰責性を要する）とすることの是非だけでなく、その他の形も含めて、情報提供義務を錯誤の中にどのような形でどの範囲で取り込むことが可能かを検討する必要があるうし、その前提となる情報提供義務のあり方、⁽⁵²⁾損害賠償責任と無効化との関係（連続性と補完性）などを併せて検討する必要があるう。

また、立法論においてはさらに、錯誤とは別に不実表示に関する規定を置くべきか否かも併せて視野に入れる必要がある。仮に不実表示に関する規定を錯誤規定とは別に置くとするれば、P E C L等で想定された錯誤の多く（相手方に帰責性がある錯誤類型）が、不実表示規定の適用対象になりうるであろうことから、錯誤規定と不実表示規定との役割分担、つまり不実表示規定と異なる錯誤規定独自の存在意義をどこに見出すかを、考察する必要が生ずるからである。⁽⁵³⁾

五 むすび

本稿は、相手方の情報提供義務違反ないし帰責性という要素を中心に、近時の国際モデル契約法の錯誤規定を概観し、若干の分析・検討を加えた。大きくは、意思の尊重と信頼保護の調整をどこで図るかをめぐる思想にも関わる問題であるが、少なくともこれらの国際モデル契約法においては、相手方の情報提供義務違反ないし帰責性が、錯誤取消しの中核的要件として位置づけられていることが確認できた。これを踏まえて、日本の錯誤規定

の解釈あるいは立法がどうあるべきかについての詳しい検討は、別の機会に行うこととしたい。

なお、本稿の中心からは外れるが、前述のとおり、これらのモデル法には、錯誤の効果として契約改訂や、錯誤規定と不履行規定の適用関係などをはじめ、注目すべき点が含まれていることを指摘し、本稿の筆を置くこととする。

(1) 当事者双方が、表示の客観的意味と異なる意味で当該表示を理解してその内容での契約を意図していた場合は、その両当事者に共通の意思が表示の意味として確定されるのであり（「誤表は害さず」、したがって、表示と意思との不一致としての表示錯誤はもはや問題とならない。

(2) この整理につき、宮下修一『消費者保護と私法理論』（信山社、二〇〇六年）一八七頁参照。このうち、とくに(b)に属するものとして、松本恒雄「詐欺・錯誤と契約締結における情報提供義務——消費者取引における不当勧誘からの救済」池田真朗ほか編『マルチラテラル民法』（有斐閣、二〇〇二年）一頁以下（初出は、法学教室一七七号）、宮下修一「契約の勧誘における情報提供」法律時報八三卷八号（二〇一一年）九頁以下、後藤卷則「錯誤、不実表示、情報提供義務」円谷俊編『社会の変容と民法典』（成文堂、二〇一〇年）三八頁以下、同「錯誤・詐欺と情報提供義務とをどのように関連づけて規定すべきか」椿寿夫ほか編『民法改正を考える（法律時報増刊）』（日本評論社、二〇〇八年）六九頁などがある。

(3) 二〇〇九年秋に、法制審議会に民法（債権関係）部会が設置され、同年一月から審議が進められてきた。これをめぐっては様々な文献が出されているが、議事内容については、法務省のHPに、部会資料と共に掲載されている。

(4) イギリスでは、錯誤の適用範囲は後述のとおり狭いが、不実表示（misrepresentation）がこれを補完する法理として存在し、さらに不当威圧（undue influence）の法理もある。オランダでは、錯誤、詐欺、強迫のほか、状況の濫用（misbruik van omstandigheden）の規定が置かれている。P E C Lでも、これに類するものとして、四・一〇九条に、過大な利益取得または不公正なつけ込みの規定（取消しと契約改訂を効果とする）が置かれている。

(5) 以下の条文訳については、オーレ・ランドー／ヒュー・ビール編・潮見佳男、中田邦博、松岡久和監訳『ヨーロッパ

『パ契約法原則Ⅰ・Ⅱ』（法律文化社、二〇〇六年）を参照させて頂いた（ただし、一部は異なる訳を当てている）。

- (6) P E C L 四・一一七条の規定は、以下のとおり：「四・一一七条 (1) 本章の規定により契約を取り消す当事者は、錯誤、詐欺、強迫、過大な利益取得または不公正なつけ込みを相手方が知りまたは知るべきであった場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。この損害賠償は、取消当事者を契約が締結されなかったと同様の状態に、可能な限り近づけることを内容とする。／(2) 本章の規定により取消権を有するにもかかわらず当事者がこれを行使せず、または四・一一三条（取消権の期間制限）もしくは四・一一四条（取り消しうる行為の追認）の規定により取消権を喪失した場合には、当該当事者は、前項の規定に従い、損害賠償を請求することができる。この損害賠償は、錯誤、詐欺、強迫、過大な利益取得または不公正なつけ込みによってこの者に生じた損害に限られる。当事者が四・一〇六条にいう不正確な情報によって欺かれた場合の損害賠償についても、同一の基準が適用される。／(3) 損害賠償は、その他の点では、第九章（不履行に対する救済手段・各則）第五節（損害賠償および利息）の関連する規定が、適切な修正を施した上で適用される。」

- (7) *Ole Lando and Hugh Baele* (ed.), *Principles of European Contract Law*, Article 4:103, Notes 1. (邦訳は、前掲注

(5)・潮見ほか監訳二一一―二一二頁)。¹⁾のような不統一は、今日広く認識されている。²⁾ *Muriel Fabre-Magnan & Ruth Sefton-Green*, *Defects on Consent in Contract Law*, in: Hartkamp/Hesselink/Hondius et al. (ed.), *Towards a European Civil Code*, 3.Aufl. 2004, 399, 400 ff., *E. A. Kramer*, *Bausteine für einen "Common Frame of Reference" des europäischen Irrtumsrechts*, ZEuP 15 (2007), 248. ³⁾ *Heinz Kötz*, *Europäisches Vertragsrecht*, Band I, 1996, 262 f. も参照。

- (8) *Lando and Baele* (ed.), (Fn.7), Article 4:103, Notes 1 以下には、各論点ごとに北欧も含めた各国の状況が紹介されている。

(9) このような理論は、ドイツ普通法時代に、ローマ法源の解釈という形を採りながら展開されたが、今日では、この理論は本来ローマ人が前提としていたものとは異なるとの見方が有力である。⁴⁾ *Martin Schermaier*, *Europäische Geistesgeschichte am Beispiel des Irrtumsrechts*, ZEuP 6 (1998), 60 ff.; *Reinfard Zimmermann*, *The Law of Obligation: Roman Foundations of the Civilian Tradition*, paperback 1996, 609 ff.

- (10) 日本の錯誤規定の制定の経緯とその後の学説状況については、中松櫻子「錯誤」星野英一編『民法講座1』（有斐閣、一九八四年）三八七頁以下参照。
- (11) オーストリア一般民法典（ABGB）八七一条一項。イタリア民法典一四二八条も参照。
- (12) *Fabre-Magnan & Sefton-Green*, (Fn.7), 401.
- (13) 後藤卷則『消費者契約の法理論』（弘文堂、二〇〇二年）参照。フランスにおける情報提供義務論についてはさらに、馬場圭太「フランス法における情報提供義務論の生成と展開（1）」（2・完）『早稲田法学七三巻二号六一頁以下（一九九七年）、七四巻一号八二頁以下（一九九八年）参照。
- (14) 森田宏樹『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論（1）NBL四八二号二二頁、二四頁以下（一九九一年）。
- (15) *Nils Jansen und Reinhard Zimmermann*, Vertragsschluss und Irrtum im europäischen Vertragsrecht, 210 AcP (2010) 196.
- (16) *Bell v. Lever Brothers Ltd.* [1932] A.C.161, *Associated Japanese Bank International Ltd v. Credit du Nord SA* [1989] 1 W.L.R. 255, 266-268. 目的物の存在や性質に関する一方当事者の錯誤では、無効とはならない（*Smith v. Hughes* [1871] LR 6 QB 597）。イギリスでは、「買主注意せよ（caveat emptor）」の考え方が支配していたものとされる。最近の邦語文献として、幡新大実『イギリス債権法』（東信堂、二〇一〇年）二二五頁、二二七頁以下参照。
- (17) *Stephen A. Smith*, Contract Theory, 2004, 365 は、錯誤の事例においてはしばしば、黙示条項の存在を通して契約の効力が否定されることがあり、それ故、黙示条項がこの問題において重要性を持つとする。
- (18) *Kötz*, Europäisches Vertragsrecht (Fn.7), 261 ff.; *E. A. Kramer*, (Fn.7), 253. *Manfred Wolf*, Willensmängel und sonstige Beeinträchtigungen der Entscheidungsfreiheit in einem europäischen Vertragsrecht, in Jürgen Basedow (Hg.), Europäische Vertragsrechtsvereinheitlichung und deutsches Recht, 2000, 85, 88 ff. (邦語訳として、マルゲン・バセドー編・半田吉信ほか訳『ヨーロッパ統一契約法への道』（法律文化社、二〇〇四年）一一五頁以下）も参照。
- (19) 表示錯誤の場合には、相手方による錯誤惹起はまれにしか問題とならないであろうし、また、両当事者が共通して客観的な意味とは異なる意味を考えていた場合には、契約の解釈により、その両当事者が意図した意味で表示の意

- 味が確定されるし、相手方に認識可能性がある場合についても、解釈による処理が可能な場合が多いので、それらの場合には錯誤として取り上げる独自の意味はない（前掲注（1）も参照）。このような観点からの批判として、*Nils und Zimmermann*, (Fn.15), 234; *Wolfgang Ernst*, Irrtum: Ein Streifzug durch die Dogmengeschichte, in: Reinhard Zimmermann (Hg.), *Störungen der Willensbildung bei Vertragsschluss*, 2007, 1, 31f.
- (20) 例えば、大判大七・一〇・三民録二四・一八五二。近時はこれを、因果関係説として整理するものがある。例えば、山本敬三『民法講義1総則「第二版」』（有斐閣、二〇〇五年）一八三頁参照。
- (21) P E C L 四・一〇三条 Comment 1 参照。なお、同条の Notes 8 によれば、コモン・ロー諸国をはじめとする多くの国では、錯誤の主たる原因が錯誤者の過失にある場合には、錯誤に対する救済は原則として認められて来なかったことが紹介されている。有恕を含め、二項の除外要件の曖昧さを指摘するものとして、*Ulrich Huber*, Irrtum und anfängliche Unmöglichkeit im Entwurf eines Gemeinsamen Referenzrahmens für das Europäische Privatrecht, in: *Perspektiven des Privatrechts am Anfang des 21. Jahrhunderts*, Festschrift für Dieter Medicus, 2009, 199, 205.
- (22) P E C L 四・一〇三条 Comment J 参照。
- (23) *Nils und Zimmermann*, (Fn.15), 196, 233. P E C L の取消規定が制限的だとの評価は一般的だとする。これと異なる見解として、*Huber*, (Fn.21) in: *Festschrift für Medicus*, 206.
- (24) これは、クリスチャン・トマジウス (*Christian Thomasius*) の思想に由来し、同人は、自由な意思形成の保護を志向するグロチウス (*Grotius*) の考え方を批判し、締結した契約における正当な信頼こそが本質的な価値を持つ点であると主張したとされる。*Nils und Zimmermann*, (Fn.15), 230, Fn.184.
- (25) *Nils und Zimmermann*, (Fn.15), 196, 233.
- (26) P E C L 四・一〇七条 Notes 5.
- (27) ただし、P I C C (二〇一〇年版) では、対応する規定は存在せず、強行規定一般に関する三・三・一条が存在するにとどまる。
- (28) P I C C (一九九四年版) の錯誤規定につき検討を加えるものとして、滝沢昌彦「錯誤論をめぐって——ユニドロワ原則の検討を通して」一橋論叢一九九卷一号一—一五頁（一九九八年）がある。

(29) PICC (二〇〇四年版) では、錯誤規定は、条文番号も含め一九九四年版と同じであった。

(30) 【PICC三・二・二条】(取消原因となる錯誤)

- (1) 当事者が錯誤により契約を取り消すことができるのは、錯誤に陥った当事者と同じ状況に置かれた合理的な者が、真の事情を知っていれば、実質的に異なる条項のもとでのみ契約を締結し、または契約を全く締結しなかったであろうほどに、錯誤が契約締結時において重要なものであり、かつ以下の各号のいずれかに該当するときに限られる。
- (a) 相手方が、同一の錯誤に陥っていた場合、錯誤者の錯誤を惹起した場合、または、その錯誤を知りもしくは知るべきであって、錯誤者を錯誤に陥った状態に放置することが公正取引についての商取引上の合理的な基準に反するとき

(b) 相手方が、取消時まで、契約を信頼した合理的な行動をしていないとき

(2) 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当するときには当事者は契約を取り消すことができない。

(a) 錯誤に陥るにつき重大な過失があったとき

(b) 錯誤が、錯誤のリスクが錯誤当事者によって引き受けられた事柄にかかわるとき、または、諸事情を考慮すれば、錯誤のリスクが錯誤当事者によって負担されるべきとき

(31) PICC の同条にかかる Comment 2 では、詳しい理由は記されていないが、錯誤者以外の者(特に相手方)に関する四つの選択的要件のひとつとして、(b)が挙げられている。

(32) 本文の前記二(3)(4)参照。

(33) このほか、PECLには取消しより契約改訂を優先する旨の規定(四・一〇五条)が置かれているが、PICCには直接の対応規定はない。

(34) 【DCFR II 七・二・二条】(錯誤)

(1) 当事者は、次の各号のいずれをも充たす場合には、契約締結時に事実または法律に関する錯誤が存在することを理由として、当該契約を取り消すことができる。

(a) その当事者が錯誤がなかったならば契約を締結しなかったか、または、本質的に異なる条件でなければ契約を締結しなかったであろう場合において、相手方がそれを知りまたは知ることを合理的に期待できた場合

- (b) 相手方が、(i) 錯誤を惹起した場合、(ii) 相手方が錯誤を知りまたは知ることを合理的に期待できた場合において、信義誠実および公正取引に反して錯誤者を錯誤に陥った状態に放置することにより、錯誤による契約の締結を惹起した場合、(iii) 契約締結前の情報義務、もしくは入力の際の誤りを訂正する手段を利用可能にする義務に違反することにより、錯誤による契約の締結を惹起した場合、または、(iv) 同一の錯誤に陥っている場合
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当事者は契約を取り消すことができない。
 - (a) 当該状況において、その錯誤が宥恕されない場合
 - (b) その当事者によって、その錯誤のリスクが引き受けられていたか、または当該状況において引き受けられるべきであった場合
- (35) もっとも、D C F R は、P E C L のリステイトメントとしてではなく、契約における意思と相手方の正当な信頼との間の「公正なバランス」の表現として錯誤規定を提示したものとされている (Comment A zu Art. II-7:201 DCFR)。
- (36) DCFR II-7:201 Comment C では、第三者ではなく錯誤者の期待に照準が合わせられる旨が記されており、この点で、客観的過失概念とは異なる可能性はあるが、合理性のフィルターにより客観化された期待である以上、実質的に有意的な差が生じないのではないかと考えられる。
- (37) *Nils und Zimmermann*, (Fn.15), 242.
- (38) このような広い情報提供義務とそれを錯誤規定に結びつけることに対しては批判もある。 *Nils und Zimmermann*, (Fn.15), 243.
- (39) *M. Wolf*, (Fn.18), 93; *Fleischer*, *Informationsasymmetrie im Vertragsrecht*, 2001, 950 ff., 963; *E. A. Kramer*, (Fn.7), 256 ff.; *Nils und Zimmermann*, (Fn.15), 234.
- (40) P I C C が商事契約を対象としているのに対し、D C F R が消費者と事業者との間の契約も念頭に置いているという点の違いも影響しているかもしれない。
- (41) 本文前掲および P E C L 4:103, *Comment* J 参照。
- (42) 我妻栄『新訂民法総則 I (民法講義 I)』(岩波書店、一九六五年)二九七頁。
- (43) この立場からの論者は多いが、例えば、船橋諄一「意思表示の錯誤」九大十周年記念論文集(一九三七年)五九

三頁以下、川島武宜「意思欠缺と動機錯誤」『民法解釈学の諸問題』（弘文堂、一九三八年）一八八頁以下、同『民法総則』（有斐閣、一九六五年）二八九頁、野村豊弘「意思表示の錯誤（1）（7）完」法学協会雑誌九二卷一〇号（一九三卷六号（一九七五）六年）、小林一俊「錯誤無効のファクターに関する一考察（1）（4）完」亜細亜法学一四卷一号（一九七一年）二二〇頁など。

（44）小林一俊「相手方による錯誤の認識」要件の自足性——ユニドロワ・ヨーロッパ両原則への疑問『現代民事法学の構想——内山尚三先生追悼』（信山社、二〇〇四年）二九頁以下は、一元説の立場から、相手方の帰責を要件とする P E C L 規定を批判する。

（45）森田・前掲注（14）「『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論（1）」N B L 四八二号二四頁以下、同「民法九五条（動機の錯誤を中心として）」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅱ』一四一頁（有斐閣、一九九八年）、鹿野菜穂子「『判批』財産分与者の課税に関する錯誤」ジュリスト九五六号一一〇頁以下（一九九〇年）、同「『判批』連帯保証契約と要素の錯誤」ジュリスト九九四号九八頁以下（一九九二年）、同「保証人の錯誤——動機錯誤における契約類型の意味」『財産法諸問題の考察（小林一俊博士古稀記念論集）』（酒井書店、二〇〇四年）一三五頁以下など。原島重義「契約の拘束力」法学セミナー一九八三年一〇月号五三頁以下も参照。

（46）後藤卷則『消費者契約の法理論』（弘文堂、二〇〇二年）二二七頁。

（47）内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論「第四版」』（東京大学出版会、二〇〇八年）七二頁。この点につき、山下純司「情報の収集と錯誤の利用（1）（2）——契約締結過程における法律行為の存在意義」法学協会雑誌一一九卷五号七七九頁（二〇〇二年）、一二三卷一号一頁（二〇〇六年）も参照。

（48）D C F R においては、情報提供義務違反を介して、「錯誤の利用」とまで言えない場合であっても、錯誤取消しが認められる余地がある。

（49）判例の分析については、森田・前掲注（45）「民法九五条（動機の錯誤を中心として）」一四二頁以下参照。

（50）筆者の錯誤判例の捉え方につき、鹿野菜穂子「錯誤」法学セミナー六七九号六頁以下（二〇一一年）も参照。

（51）このようなリスク分配の考え方を明確に主張した見解として、石田喜久夫編『民法総則』（一九八五年）一五三頁「磯村保」、高森八四郎『法律行為論の研究』（関西大学出版部、一九九一年）一九一頁以下がある。ただし、この

見解（新二元説といわれる）は、リスク転嫁には、その動機となった事実を条件とするなどして予め相手方からその旨の同意をとっておく必要があるとし、錯誤規定の枠外での処理に委ねる。なお、錯誤とリスク引受に着目したアメリカ錯誤法に関する最近の研究として、古谷英恵「契約自由の原則と錯誤のリスク負担」新美育文先生還暦記念『現代民事法の課題』（信山社、二〇〇九年）四三頁がある。

(52) 前述したPECLとDCFRの相違点と、それをめぐる議論参照。

(53) この点につき、山本敬三「契約規制の法理と民法の現代化(1)(2)」民商法雑誌一四一巻一号一頁、二号一頁（二〇〇九年）、鹿野菜穂子「錯誤規定とその周辺——錯誤・詐欺・不実表示について」池田真朗ほか編『民法（債権法）改正の論理』（新青出版、二〇一〇年）二二三頁以下参照。